

執筆者:

E-mail✉ 鈴木 多恵子E-mail✉ 白井 美和子

2023年3月31日に成立した the Finance Act, 2023(2023年財政法)において、インド所得税法上、非居住者に対するロイヤリティ及び技術上の役務の対価(Fee for technical service(FTS))に適用される源泉税率が、従前の10%から20%¹に改正され(本改正)²、本年4月1日から施行されました。本改正により、インドから受領するロイヤリティ及び FTS につき日印租税条約の適用を選択しない場合³には受領者の租税負担が増加するため、これまで同条約の適用を選択していなかった日系企業等は、本改正による影響を踏まえ、今後の対応を検討する必要があります。

日印租税条約上、ロイヤリティ及び FTS については、源泉地国による課税は10%を超えない旨規定されています(同条約12条1)。¹したがって、既にインドから受領するロイヤリティ及び FTS につき、日印租税条約を適用し、これに伴う手続及びインドでの申告を行っている日系企業には、本改正による大きな影響はありません。一方で、これまで、インド所得税法と日印租税条約上の税率が僅差(Surcharge 及び Cess の差のみ)であったことから、コンプライアンス面の負担等を考慮して、ロイヤリティ及び FTS につきインド所得税法に基づき源泉所得税を納付してきた日系企業及び今後新たにインドからロイヤリティ又は FTS を受領予定である日系企業においては、本改正により、日印租税条約を適用せずにインド所得税法に基づく源泉徴収が行われた場合、インドでの源泉徴収率は20%(+Surcharge 及び Cess)となり、日印租税条約で規定された10%を超えるインドでの納付税額については、日本において外国税額控除の適用を受けることができず、受領者のコストとなることに留意が必要です。

なお、上記を踏まえ、日印租税条約の適用を選択する場合には、インド所得税法上、以下の手続を履践する必要があります。

- ① まず、日印租税条約の適用にあたっては、i)居住地国が発行する居住者証明書(Tax Residency Certificate)及び ii)Form10F の提出が必要となります。また、ii)に関しては、電子ファイリングが義務化され、そのシステム上、iii)インドの納税者番号である Permanent Account Number (PAN)及び iv)署名権者の電子署名証明(DSC)が必要となります。なお、現状、PANを有しない非居住者で、かつ、インド所得税法上 PANの取得を要しない者については、通達により、2023年9月30日までは、従前どおり Form10F を(電子ファイリングシステムを使用せずに)書面により提出することが認められていますが、暫定的な緩和措置であり、上記の取扱いが延長されるかは不透明です。
- ② また、インド所得税法上、i)非居住者のインド課税所得が、配当、利息、ロイヤリティ及び FTS のみで、かつ、ii)これらについてインド所得税法 115A 条が規定する税率を下回らない税率で源泉徴収されている場合には、非居住者の申告義務が免除されます⁴が、日印租税条約を適用する場合には、ii)の要件を充足しないこととなるため、インド源泉所得につき源泉徴収により納税を完了している場合であっても、インドにおいて所得税の申告が必要となります。

各社の具体的な状況(インドにおける課税所得の種類、金額、取引回数等)により、本改正による影響の有無、対応の要否は異なりますが、PANの取得等のコンプライアンス面での対応には一定の準備期間を要するため、各社において、本改正による租税負担の増加、租税条約の適用を選択した場合のコンプライアンス面での負担等を分析の上、今後の対応につき早期に検討を開始することが肝要です。

¹ インド所得税法に基づく源泉徴収税率には、これに Surcharge 及び Cess が加算されます。

² 本改正は、2023年2月1日に発表された2023年財政法案にはなく、国会審議において修正、追加されたものです。

³ インド所得税法では、非居住者は、租税条約とインド所得税法のいずれを適用するか選択することが可能です(同法90(2)条)。

⁴ 同法115A(5)条

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 